

佐倉市内5校の千葉県立高等学校等と佐倉市における包括的な連携に関する協定

子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割を担う千葉県立高等学校等と、『佐倉で才能が開花する』をまちのブランドイメージとしている佐倉市が共に連携し、市制施行100周年を見据え、地域社会の担い手となる有益な人材の育成を図り、「持続可能なまち・佐倉」の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

この協定において、市内5校の千葉県立高等学校等とは、千葉県立佐倉高等学校、千葉県立佐倉東高等学校、千葉県立佐倉西高等学校、千葉県立佐倉南高等学校、千葉県立印旛特別支援学校さくら分校をいう。

(目的)

第1条 この協定は、佐倉市が、市制施行100周年を見据え、未来の地域社会を担う若い世代の発想力や行動力を活かし、千葉県立高等学校等と相互に協力・連携した取組を推進することにより、「持続可能なまち・佐倉」の実現に寄与することを目的とする。

(本協定における役割)

第2条 千葉県立高等学校等及び佐倉市は、人材育成及びまちづくりに関し、次の役割にそれぞれ努めるものとする。

- (1) 千葉県立高等学校等は、佐倉市のまちづくりに関し、自らの教育活動の妨げとならない範囲において、協力するものとする。
- (2) 佐倉市は、千葉県立高等学校等の地域を担う人材の育成に協力し、生徒が取り組むまちづくりについて可能な支援に努めるものとする。

(連携事項)

第3条 千葉県立高等学校等及び佐倉市は、前々条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 社会貢献に資する人材育成、教育、研究等に関するこ。
- (2) まちづくり及び地域活性化に関するこ。
- (3) 暮らしの安全・安心、健康・福祉、環境・省エネルギーに関するこ。
- (4) その他、前々条の目的を達成するために必要な分野に関するこ。

2 前項に規定する各分野における連携・協力する事項は、必要に応じて別に定める。

3 千葉県立高等学校等及び佐倉市は、連携・協力事項の具体化を図るため、必要がある場合には、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

(秘密保持)

第4条 千葉県立高等学校等及び佐倉市は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の期間等)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに千葉県立高等学校等及び佐倉市のいずれかから申し出がない場合は、さらにその期間を3年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度佐倉市等が協議して定める。

令和6年2月8日

千葉県佐倉市鍋山町18番地

千葉県立佐倉高等学校

校長 今口 指也

千葉県佐倉市城内町278番地

千葉県立佐倉東高等学校

校長 木次 慶一

千葉県佐倉市下志津263番地

千葉県立佐倉西高等学校

校長 佐藤道広

千葉県佐倉市太田1956番地

千葉県立佐倉南高等学校

校長 金田 一季

千葉県印西市平賀1160番地2

千葉県立印旛特別支援学校

校長 山崎博志

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市

市長 阿田三十五